規制改革·民間開放推進会議 官業民営化等WG ヒアリング調査票

〔所管省庁名: 厚生労働省〕

【事務·事業名】	(財)21世紀職業財団に行わせている事業
1. 根拠法令	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 第39条第1項 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第16条第1項
2. 実施主体	(財)21世紀職業財団
3. 従事者数	役員数 14名(平成17年10月1日現在) 職員数 178名(平成17年10月1日現在)
4. 予算額	67億円(平成17年度当期収入)
5.事務·事業の 内容	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 (以下「育児・介護休業法」という。)第39条第1項に定める福祉関係業 務、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(以下「パート労働 法」という。)第16条第1項に定める短時間労働者福祉事業、その他働く女 性の能力発揮の促進に関する事業 等 (別紙参照)
6.民間開放の 状況	育児・介護休業法第39条第1項、パート労働法第16条第1項に基づ〈業務については、厚生労働大臣が全国に一に限り指定した(財)21世紀職業財団において実施している。 なお、これらの業務と類似の業務を他の民間主体が実施することについては、何ら制度的な制約が設けられているものではない。

規制改革·民間開放推進会議 官業民営化等WG ヒアリング調査票

〔所管省庁名: 厚生労働省〕

【事務·事業名】 (財)21世紀職業財団に行わせている事業

[育児・介護休業法に基づ〈福祉関係業務について]

人口減少社会の到来を迎え、女性がその能力を活かしながら働くことができるようにするとともに、少子化対策を推進していく観点からも、育児・介護を行う労働者が仕事を継続できるようにすることや、一旦離職したとしても円滑に再就職できるようにすることが必要となっている。しかしながら、事業主には、仕事と育児・介護を両立することができるような雇用管理上の知識・ノウハウが必ずしも十分でなく、このため、妊娠・出産や介護を機に離職する労働者が多数存在し、また、出産をためらう労働者も多く、雇用管理の改善を進める必要性が高まっている。また、育児等で離職した後の再就職も困難であり、対象者の特性に応じた支援が必要である。

7. 当該事務事業 を廃止した場合 の影響

このような社会的状況の中で、仮に本事業を廃止したとすると、労働者が妊娠・ 出産や介護を機に離職したり、一旦離職した後の再就職が困難な状況は変わらず、我が国労働市場において女性労働者の能力発揮に支障を生ずるほか、仕事 と育児の両立の困難性から少子化が更に進展することが懸念される。

[パート労働法に基づく短時間労働者福祉事業について]

人口減少社会の到来を迎え、必要な労働力を確保していく観点から、女性や高齢者でも就業しやすい「パートタイム」という働き方がますます注目されている一方で、正社員との間に非合理的な処遇格差が根強く存在している現状があり、短時間労働者の処遇改善を進める必要性がさらに高まっている。

このような社会的状況の中で仮に短時間労働者の雇用管理の改善に取り組むよう国が事業主に対し働きかけを行う唯一の事業である本事業を廃止したとすると、今後の日本経済の行く末に深刻な悪影響を及ぼしかねない労働市場の「二極化」の進展を放置することになるのみならず、「弱者切り捨て」との強い批判も免れない。

21世紀職業財団においては、助成金の支給業務、育児・介護を行う労働者や 短時間労働者の雇用管理改善業務、育児等離職者に対する再就職援助業務等 を行っているが、労働者の仕事と育児・介護の両立の支援や、短時間労働者の 処遇改善の効果的推進のためには、それぞれの目的のために関連する業務が 有機的・一体的に行われることが必要である。

8. 更なる民間開放についての見解

特に、助成金の支給業務については、多額の公金を扱い、厳正かつ確実な業務の執行が求められることから、当該業務に従事する役職員を公務員とみなして罰則を適用する等特別な法的担保措置が必要であり、また、支給業務は全国一律の基準で確実、適正、公平に行われることが必要であるため、実施主体は全国に一に限り指定される指定法人において行うことが適当である。

また、育児・介護を行う労働者や短時間労働者の雇用管理の改善業務や育児 等離職者に対する再就職援助業務等についても、当該財団においては、個別企 業の人事評価制度、労働時間制度等の雇用管理、賃金制度、労働者個人の将 来の生活設計等企業戦略や個人情報にまで踏み込んだ支援を行っているところ であり、当該業務を行う上では、公正かつ適正な業務運営が必要であることか ら、法制度上、国の指導監督が確実に担保できる指定法人において行うことが不 可欠である。

規制改革·民間開放推進会議 官業民営化等WG ヒアリング調査票

〔所管省庁名: 厚生労働省〕

【事務・事業名】 (財)21世紀職業財団に行わせている事業

9.個別の質問項目

当該事業を一般競争入札によって事業者を選定することについて、貴省の見解をお伺いしたい。また、一般競争入札の導入が困難な場合には、その理由を具体的にご教示願いたい。

一般競争入札によって事業者を選定することは適当ではない。

(理由)

指定法人に対しては、その業務の適正かつ確実な運営を確保する観点から、厚生労働大臣による業務規程の認可、報告の徴収、毎事業年度の事業計画書等の認可、事業報告書等の承認、役員の選任・解任の認可、立入検査、監督命令、給付金の支給業務に従事する役職員のみなし公務員規定などの監督措置が設けられている。仮に一般競争入札により本業務の実施主体を選定するとした場合、これらの監督措置を適用することは極めて困難であり、業務の適正かつ確実な運営の確保に支障が生じるおそれがある。

また、仕事と育児・介護の両立支援、短時間労働者の雇用管理の改善のための施策は、経済・労働情勢等の変化に対応しつつ長期的に実施していくべきものであり、その重要な一翼を担う本事業の実施主体は、長期にわたって対象労働者の雇用管理の改善に係るナショナルセンターとしての情報・技術・ノウハウの集積を行うことが重要であることから、短期的に交代するのではなく、長期的に同一の実施主体であることが不可欠である。

当該事業について、(財)21世紀職業財団が有する専門能力について具体的にご教示願いたい。

- ·多数の両立支援や短時間労働者の雇用管理の改善に関する専門家を有するとともに、育児·介護休業法及びパートタイム労働法に基づいて指定されてから10数年間、個別企業の事例調査や研究等の様々な活動を通じ、両立支援や短時間労働者の雇用管理の改善に関して、相当な技術及びノウハウを蓄積している。
- ·全都道府県に事務所を持ち、各都道府県労働局や地方自治体、地域の労使団体、地元民間企業と密接かつ多様なネットワークを構築しており、事業主に対して育児·介護を行う労働者や短時間労働者の雇用管理の改善等に関する援助を実施し、また、再就職希望者に対して援助を行う際に、当該ネットワークを有機的に活用し、地域の実情に即した適切な対応を講じることができる。
- ・本部と全都道府県の事務所を結ぶ緊密なネットワークにより、本部が有する豊富な情報やノウハウがもれな〈直接かつ迅速に全国に伝達されることから、支援を受ける事業主や労働者等は、どの都道府県においても、所在地の地方事務所を通じ、必要十分な情報と質の高いサービスを受けることができる。

別紙においてご説明される場合は「別紙参照」とご記入ください。